

# 平成21年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

平成21年6月29日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成21年6月29日(月)午後2時33分 開会

1. 平成21年6月29日(月)午後3時35分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 佐々木昌志	2番 藤井春雄	3番 佐藤峯夫	4番 伊藤福章
5番 佐藤芳雄	6番 橋村 誠	7番 藤原万正	8番 泉 繁夫
9番 藤田君雄	10番 門脇一男	12番 武藤 威	13番 北村 稔
14番 佐藤文子	15番 田口喜義	16番 熊谷良夫	

計 15名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

11番 門脇健郎

計 1名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 石黒直次	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	消防長 高橋庄孝	消防次長 伊藤和美
角館消防署長 菅原達美	消防総務課長 伊藤等	介護保険事務所長 佐々木勝
角間川更生園長 樫尾正義	管理課長 堂本義則	管理課副主幹 久米 正
介護保険事務所主幹 伊藤忠彦	介護保険事務所主幹 藤井直樹	
管理課主査 藤原忠臣	管理課主任 奈良ルミ子	

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 報告第 1号 専決処分報告について

(2) 議案第16号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

(3) 議案第17号 議会の議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(4) 議案第18号 財産の取得について(高規格救急車)

(5) 議案第19号 財産の取得について(救急自動車)

(6) 議案第20号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)

(7) 議案第21号 平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)

(8) 議案第22号 平成21年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)

議 長

(佐々木昌志君)

これより平成21年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。管理者から招集のあいさつがあります。

管理者

(栗林次美君)

本日、平成21年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

招集の挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。4月の大仙市長選挙におきまして、引き続き大仙市の市政を担当させていただくことになりました。また、石黒仙北市長、松田美郷町長、両副管理者からのご承認を賜り、当組合の管理者に再び就任させていただいております。広域行政の運営につきましては、これまで以上に誠心誠意努めてまいり所存でありますので、議員の皆様方のいっそうのご指導ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、あらかじめ送付させていただいている議案書及び説明資料のとおり、専決処分報告1件、条例案1件、単行案3件、補正予算2件及び監査委員の人事案件1件の合計8件であります。臨時の人事院勧告に伴う、6月期の期末勤勉手当支給月数を一部凍結する給与条例の一部改正を専決処分させていただいた件につきましては、議員の皆様にご報告申し上げましたとおり、広域を構成する2市1町の議会における議決の結果を見てからでないといふ広域議会への上程ができないという日程的な問題があったことから、専決処分させていただいたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、3月31日をもって、監査委員をお願いしておりました美郷町坂本収入役より辞職願が出されたため、現在、監査委員1名が欠員となっております。本日の臨時議会に後任の人事案件と監査委員報酬改定の条例改正案を提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。この後事務局に説明させますが、各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況について若干ご報告させていただきます。

始めに消防における新型インフルエンザに対する対応についてであります。6月11日に秋田県内初の感染者が仙北市で確認され、県の感染症指定医療機関であります仙北組合総合病院で入院加療しておりましたが、順調に回復し6月16日午後3時に無事退院しております。また、6月27日には、県内で2人目の感染者が潟上市で確認されておりますが、症状は安定しており、自宅で療養中とのことであり、現在も県と各市町が発熱相談センターを、仙北組合総合病院には発熱外来を設置し対応しているところであり、6月26日現在、当圏域管内の相談センターには、672件の相談が寄せられております。厚生労働省は6月19日新型インフルエンザの国内対応

について見直しを進め、すべての地域を対象に一般医療機関で感染者を診察し、軽症患者については自宅療養とする新たな運用指針を定めましたが、この都道府県に対する説明会が去る6月26日に行われ、県ではこれを受けて県内の新たな対応を定めることになると伺っております。従いまして新たな県の方針が示されるまでは、現行のとおり、発熱、呼吸器症状があり発熱相談センターに相談して医療機関の受診を勧められた場合は、原則として本人が発熱外来を受診することになりますが、感染防止上安全な交通手段が確保できない場合などは保健所で搬送を行い、症状が重篤で緊急性があり搬送が困難な場合等は救急車で搬送することとなっております。流行が拡大し搬送需要が増加した場合や、職員で感染者が発生し、消防業務に著しい支障が出ることを想定した対応としましては、業務を維持して継続するための車両配備や、人員計画及び資機材の確保等を内容とした消防本部独自の新型インフルエンザ業務継続計画を策定しております。この計画では、著しい搬送需要の増加に対しては、通常業務への影響を考慮しインフルエンザ特別対策として、中仙分署を拠点とする指定救急隊を設置して対応することとし、また、職場での感染予防策としてマスクや手袋、防護具、消毒薬などの感染防止用品の備蓄を行いながら対応することにしております。

次に、大曲消防署配備の高規格救急車と南分署配備の救急車及び東分署・協和分署に配備の消防ポンプ自動車の購入についてであります。去る6月8日にそれぞれ3社による指名競争入札を行っております。この車両購入に係る入札予定価格が、それぞれ議会の議決が必要な額を超えているため本日の臨時議会に財産の取得に係る単行案として上程させていただいておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

また、昨年度からの継続事業であります防火衣100着の更新事業及び東分署・南分署・西木分署配備の広報連絡車更新事業につきましては去る5月21日に指名競争入札を行い、防火衣については月額247,275円で、広報連絡車3台については月額139,860円で、いずれも日立キャピタル株式会社と6年間のリース契約を締結しております。

次に、本年度の消防職員採用試験についてであります。9月6日に大仙市神岡農村環境改善センターを会場として一次試験を実施いたします。募集期間を7月6日から8月5日までの1ヶ月間とし、10名程度を採用する予定であります。

次に斎場関係についてであります。老朽化に伴う中央斎場の改築につきましては、大仙市営西仙北火葬場との合築も含めた調査検討委員会を早期に立ち上げたいと考えており、現在、県内の他の斎場を視察しながら検討を要する事項等の情報を収集しているところであります。

次に後三年鴻声の里の移転改築事業についてであります。移転改築につきましては、県の補助対象事業に採択され、6月上旬に予定されていた国の補助内示待ちという状況でありましたが、5月末に可決となりました国の第1次補正予算の中の社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金による特別対策事業に今回の移転改築事業が該当すると

の連絡が県から入っております。この事業は、内示の時期が10月以降になるものの、補助金の額が現在計画している社会福祉施設等整備費補助金を適用した場合と比較して約1億6百万円増加し、借入金利率も低利となり、概算ではありますが約1億3千万円から1億4千万円の広域負担金の軽減が見込まれるほか、事業実施年度は複数年でも良いという非常に有利な交付金事業であることから、急遽、補助金の対象事業を特別対策事業に変更することにいたしました。複数年の事業実施になることにより、本年度に予算化しておりました水交会への補助金の額等も変更になりますが、補助内示が確定した段階で予算の補正をお願いしたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、介護保険関係について申し上げます。介護保険制度は平成21年度から10年目を迎え、第4期の計画期間に入っておりますが、保険料などの改正された内容につきましては、お手元に配布しております新たにわかりやすい利用ガイドを作成しており、構成2市1町の7月1日号の広報紙と一緒に全戸配布すると共に、7月上旬に予定している平成21年度介護保険料決定通知書の送付の際には、基準額の改正理由やよくある質問と回答など、Q & A方式の解説文章を同封し、保険料の納付方について被保険者各位のご理解を得られるようにしてまいりたいと考えております。また、第4期の主要事業の一つに位置づけられている介護事業所のサービスの適正化、質の向上への取り組みとして、介護保険事務所において職員を1名増員し、これまでの地域密着型事業所に加え、近く県からの権限委譲が見込まれる訪問系、通所系などの居宅サービス事業所全体の許認可事務、監査、実地指導業務に対応するため、新たに事業監査班を設置し従来の3班体制から4班体制に再編しております。

以上、招集の挨拶並びに諸般の状況についてご報告申し上げますが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶と諸般の報告とさせていただきます。

議長 (佐々木昌志君)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、11番、門脇健郎君であります。出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

それでは日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により議長において、9番藤田君雄君、10番門脇一男君、12番武藤威君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合繰越明許費繰越計算書」が管理者から提出されましたので、これをお手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「報告第1号専決処分報告について（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長（堂本義則君）

「報告第1号 専決処分報告について」をご説明申し上げます。

本件は、平成21年6月期の期末勤勉手当の支給月数の一部を凍結することを内容とする、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行ったものであります。厳しい経済情勢を踏まえて5月1日に行われました人事院勧告及び、5月13日の秋田県人事委員会の意見の申出を踏まえ、また、広域を構成する2市1町におきましても国、県と同様の措置をとる議会の議決がなされたことから、当組合におきましても支給月数の一部、一般職は期末・勤勉手当合わせて0.2ヶ月分、再任用職員は同じく0.1ヶ月分、常勤の特別職は期末手当0.15ヶ月分をそれぞれ凍結するものであります。なお、手当支給基準日の6月1日以前に条例を改正する必要があったことから、本来でありますと5月中に議会を開催すべき所でありましたが、管理者の招集挨拶にもありましたように、日程の関係上やむなく5月29日付けで専決処分させて頂いたものであります。以上、報告第1号についてご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木昌志君）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。14番、佐藤文子君。

議員（佐藤文子君）

専決処分報告でありますけれども、報告第1号専決処分報告一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案ですが、これは夏季一時金等を0.2ヶ月、平均で8万円ほどを減ずるものであります。日銀経済及び社会的に与える影響は大きいものがあります。今回の人事院勧告はこれまでの人勧のルールを一方的に変更したものであり、また、民間企業の調査を行うといってもその対象企業は従来の6分の1ということで一時金についてはまだ労使交渉が妥結していない企業が8割にも及んでおります。公務員の一時金削減は妥結していない民間企業の労使労働者の賃金の更なる減額に決定的な影響を与えるものであります。景気不況のもとで経済対策というなら国民の消費力購買力をあげなければならないものであって、一時金削減で労働者のふところを冷え

こませるといのは政策的にも矛盾しているものであります。当報告には賛成いたしかねるものであります。以上で討論を終わります。

議 長

(佐々木昌志君)

他に討論ありませんか。

(討論なしの声)

これにて討論を終結します。

これより報告第1号を採決いたします。

本案につきましては異議がございましたので起立によって採決をいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成12人、反対2人)

着席願います。起立多数であります。よって本案は原案のとおり承認されました。

日程第5「議案第16号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者

(栗林次美君)

「議案第16号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。当組規約第9条に組合に監査委員2名を置くとなっておりますが、現在1名が欠員となっております。識見を有する監査委員に議案記載のとおり深澤廣氏を選任いたしたく、組規約第9条第2項の規程に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(佐々木昌志君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第6「議案第17号 議会の議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

「議案第17号 議会の議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。本案は、当組合識見監査委員の報酬額を改定するため、条例の一部改正を行うものであります。今まで、当組合の識見監査委員は、構成市町の収入役や監査委員の特別職を選任していた経緯があり、兼職ということでその報酬も年額13,000円と低額でありました。この度、識見監査委員を民間から選任されたことにより、他の広域との均衡を図りな

がら、その報酬を年額60,000円に改定しようとするものであります。なお、条例施行日は、識見監査委員の任期の始まりに合わせ、7月1日からとしております。以上、議案第17号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (佐々木昌志君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議員 (田口喜義君)

はい。

議長 (佐々木昌志君)

15番。田口喜義君。

議員 (田口喜義君)

今回のこの条例改正については民間からということですので、60,000円に引き上げるわけでありましてけれども、条例が制定になった後に、また前にありましたような特別職の方を選任するということはあるということでしょうか。もしそうなった場合は、この条例制定はどうなるのでしょうか。

議長 (佐々木昌志君)

答弁を求めます。副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

私の方から答弁申し上げさせていただきます。今回はおっしゃるように、民間からの選任ということで変えさせて頂いた経緯でございますけれども、実はまた特別職という線で一応検討させて頂きましたけれども、これまでの経緯でこの監査委員一応この議会のこれまでの経過から申しますと、ある程度のその2市1町の地域割ではないですけれども一応その配分を考えながら選任されてきた経緯があるとのことございました。従いまして、美郷町の方からの選任をお願いしてきた経緯がございます。美郷町の監査委員にもあたってみた訳ですけれども、美郷町の監査委員のほうは社会福祉法人水交会の理事に就任していただきまして、広域との利害が生じるという観点から選任を控えさせていただいております。もうひとつの今後また特別職等の方がなられるという観点につきましては、ないとは言いきれないと考えておりまして、その際はまた条例改正をお願いしなければならないことが出てくるかと思っておりますけれども、今般これまでずっと特別職との兼職でお願いしてきた経緯がありまして今般条例改正をお願いしたところでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議員 (田口喜義君)

はい。議長。

議長 (佐々木昌志君)

15番、再質問を許します。

議員 (田口喜義君)

説明で分かった訳ですけれども、いずれそうすれば特別職の場合は年額13,000

0円で、民間からということは年額60,000円ということを確認したということでしょうか。

議長 (佐々木昌志君)  
答弁求めます。副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)  
課長からの説明もありましたように、他広域を参考にさせていただきました。他広域で、それは湯沢たった1件。湯沢雄勝の広域の方で、元収入役さん。現在は全く民間でおられる方を監査委員にお願いしているということでした。そちらの方で60,000円という形で決めておられたものを一応参考にさせていただいてございます。もちろん、この額が高いか低いかということも検討いたしましたけれども、監査委員の年間の監査の回数とかいろいろなことを緩和見まして適当でないかということでこの額にさせていただいた経緯でございます。よろしくお願ひしたいと存じます。

議長 (佐々木昌志君)  
15番、再質問。

議員 (田口喜義君)  
私の質問は、従来の特別職が監査委員に選任された場合は13,000円になるんですかということです。

議長 (佐々木昌志君)  
答弁求めます。副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)  
現在は管理者、副管理者、監査委員、そういったものをバランスをとりまして当広域ではこれまでご承認いただいた経緯がございますので、今後の決め方についてはその時々状況の判断によるものと考えております。この額が固定であるということは、今のところははっきりは申し上げられないと考えております。

議長 (佐々木昌志君)  
他にございませんか。  
(なしの声)

ないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第18号 財産の取得について」日程第8「議案第19号 財産の取得について」日程第9「議案第20号 財産の取得について」の3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

それでは、「議案第18号から議案第20号までの財産の取得について」を一括してご説明申し上げます。この3件の財産の取得につきましては、消防車両整備計画に



基づく消防車両の購入であります。いずれも予定価格が2千万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

始めに、「議案第18号 財産の取得について」をご説明申し上げます。取得する財産は、大曲消防署に配備する高規格救急車1台であります。現在、大曲消防署に配備されております高規格救急車は10年前に導入したものであります。使用頻度が高いため、走行距離が12万キロを超え車両の老朽化が進んだことや、積載している医療機器も旧式になったことにより更新しようとするものであります。6月8日に機種選定委員会で決定されたトヨタ車のディーラー3社によりまず指名競争入札を行った結果、秋田トヨタ自動車株式会社が落札し、高度救命処置用資機材を含み3千546万9千円で購入契約を締結しようとするものであります。

次に、「議案第19号 財産の取得について」をご説明申し上げます。取得する財産は、南分署に配備する2B型の救急自動車1台であります。現在、南分署に配備されている救急自動車は購入後13年が経過し、走行距離も15万キロになろうとしており、老朽化が進んだことにより更新しようとするものであります。同じく6月8日にトヨタ車のディーラー3社による指名競争入札を行った結果、こちらも秋田トヨタ自動車株式会社が落札し、応急手当資機材を含み1千995万円で購入契約を締結しようとするものであります。

最後に、「議案第20号 財産の取得について」をご説明申し上げます。取得する財産は東分署と協和分署に配備する消防ポンプ自動車2台であります。東分署のポンプ車は購入後20年、協和分署のポンプ車は19年が経過し、老朽化が著しいうえ、車両部品の調達もままならなくなってきたことにより更新しようとするものであります。こちらも6月8日に消防車両製造販売メーカーで秋田県内に導入実績のある3社による指名競争入札を行い、株式会社高義商会と、2台合計で5千964万円で購入契約を締結しようとするものであります。

以上、議案第18号から議案第20号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。以上で説明を終わります。

議 長 (佐々木昌志君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第21号 平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」日程第11「議案第22号 平成21年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)」の2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

議案第21号と第22号の平成21年度6月補正予算について一括してご説明申し上げます。お手元の議案説明資料4ページをご覧頂きたいと存じます。4ページは、今回補正をさせて頂く予算の総括表となっております。平成21年度の第1回目となる今回の補正予算につきましては、一般会計が83万2千円、介護保険特別会計が6千634万8千円のそれぞれ追加補正となっており、合計では6千718万円の増額となり、補正後の予算総額を160億9千667万4千円とするものであります。

始めに「議案第21号 平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。補正予算書は1ページから、議案説明資料は5ページとなります。今回の補正は、総務費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ83万2千円を追加し、補正後の予算総額を27億9千410万9千円とするものであります。歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページとなります。6款繰越金は、83万2千円の増額であります。前年度繰越金のうち、歳出の補正額と同額を予算計上するものであります。

次に歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページとなります。2款総務費1項1目一般管理費は80万円の増額であります。補正の理由であります。平成20年度中に改正された条例、規則、要綱等の件数や量が非常に多かったため、例規集追録の印刷製本費不足分を予算措置するものであります。2項1目監査委員費は3万2千円の増額であります。議案第17号でご承認いただきました識見監査委員の報酬改定による不足分を予算措置するものであります。以上が一般会計補正予算の概要でございます。

次に「議案第22号 平成21年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1

号) 」についてご説明申し上げます。補正予算書は8ページから、議案説明資料は6ページとなります。今回の補正は地域支援事業費と諸支出金を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6千634万8千円を追加し、補正後の予算総額を130億4千672万円とするものであります。歳入からご説明いたします。補正予算書は13ページとなります。4款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金39万3千円の増と、5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金19万7千円の増は、システム購入に係る地域支援事業費の増額に伴うものであります。9款繰越金は、6千575万8千円の増額であり、その内訳としましては、地域支援事業費の増額分へ39万3千円と支払基金への返還分へ6千536万5千円を充当するものであります。

次に歳出についてご説明いたします。補正予算書は14ページとなります。3款地域支援事業費1項2目包括的支援事業・任意事業費は98万3千円の増額であります。大仙市では、平成22年度から地域包括支援センターを2カ所増設し、その業務を大仙市社会福祉協議会へ委託する予定であります。事業を円滑に移行するために、前倒しで本年7月から社協の職員2名を大仙市に出向させ、業務を行うこととしております。それに伴いまして、地域包括支援センターシステムの追加購入が必要になったものであります。7款諸支出金1項2目償還金は、6千536万5千円の増額であり、平成20年度の精算に係る社会保険診療報酬支払基金への返還金を予算措置するものであります。返還金の内訳でありますけれども、介護給付費交付金が5千546万9,234円、地域支援事業支援交付金が989万5千976円となっております。

以上、議案第21号と議案第22号の2件を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (佐々木昌志君)

これより質疑に入ります。議案第22号につきまして質疑の通告がありますので、発言を許します。7番、藤原万正君。

議員 (藤原万正君)

私の方から通告書通りに介護職員の処遇改善と人材の育成についてということで質問をさせていただきます。私の質問は議案第22号に直接の関係がなく、恐縮でございますが、この場をお借りして質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。また、質問の内容に対しましては業務内容以外のものも、もしかすればあるかもしれませんので、分かる範囲内で結構ですのでよろしくお願い致します。

今まで介護職員の処遇については労働時間や身体への負担など仕事の大変さの割には給与が低く、仕事を辞める方が多いと言われております。離職率が高い介護の人材の処遇を改善するためにと4月から介護報酬の3%の引き上げが行われた訳であります。そして国の2009年度予算でその報酬の引き上げに伴う介護保険料の急激な負

担増を避けるために、1,200億円の基金を創設されております。また現在、全国で120万人と言われる介護職員を新たに10万人を確保するために、修学資金の限度額の引き上げや母子家庭の母親への高度技能訓練促進費の支給期間の延長などで、介護福祉士や看護師などの資格取得を支援することになったようであります。そこで3点についてお伺いしたいと思います。まず第1点目ですが、現場では介護報酬が実際に3%アップしたのかという点であります。大曲仙北の広域では現在介護職員の報酬はどのくらいなのか、アップ前とアップ後の平均報酬額をお伺いしたいと思います。2点目は大曲仙北の広域には現在どのくらいの介護職員がおられるのか。介護福祉士、社会福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、いわゆるケアマネですが、ヘルパーの1級・2級、それぞれの資格を所持している方々の人数、そしてその人数は多いのか少ないのか、それぞれをお伺いしたいと思います。3点目には15兆円の新経済対策の中にも介護職員の処遇改善、介護施設の整備費の助成の拡充などが盛られているようではありますが、今後の計画などがありましたらお伺いしたいと思います。以上3点についてお答え願います。

議長 (佐々木昌志君)

答弁を求めます。介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

藤原議員のご質問にお答えする前に、介護保険事務所の所管しております業務内容、また、権限事項について若干申し上げさせていただきたいと思っております。事務所の業務でございますけれども、3年に1期毎に策定しております介護保険事業計画、これがベースとなります。それに基づく業務といたしまして1つ目は第1号被保険者の資格管理また、保険料の徴収事務でございます。また、2つ目といたしましては要支援・要介護度の認定調査・審査会等の決定事務がございます。また3つ目といたしましては、高額介護サービス費や住宅改修費などの現物給付、介護保険給付の管理事務、また、地域密着型介護事業所の指定・更新及び指導・監督事務等がございます。通常この範囲において業務を進めておるところでございます。従いまして、議員からご質問いただきましたように直接、事務所の通常業務の中で、把握できないこともありますので、この後の答弁につきましては、国の制度内容の引用、また県をはじめ構成市町、関係機関から提供していただいたデータをもとにお答えすることになりますので先にご了承願いたいと存じます。それではご質問にお答えします。

はじめに、介護報酬が実際に3%アップしたのかについてでございます。この点につきましては、介護報酬の引き上げによる増収分について、職員の賃金増など待遇改善に反映されたかを確認するため、国では介護報酬調査実施委員会を設置しております。そこで介護保険施設や訪問介護などの事業所と、それからそこに勤務しておられる介護員、看護職員を対象とする賃金や手当、福利厚生や研修の状況を10月に調査を行い、前年度と比較分析することにより検証する予定と伺っております。

次に介護職員の報酬についてでございます。管内の介護職員の報酬につきましては、第1回定例会の佐藤文子議員のご質問に対しまして、昨年9月に実施しておりますアンケートをもとに答弁させていただいておりますけれども、それによりますと民間法人事業所の介護職員の給与は平均年齢35歳で月額17万6千円となっております。これに対しまして、自治体運営事業所の場合は、大仙市や大仙美郷介護福祉組合などが該当してありますけれども、平均年齢39歳で月額23万5千円となっております。

次にアップ前とアップ後の平均報酬額につきましては、先ほど申し上げました国の調査結果を待つことにより確認できるものと現在の段階では、考えておるところでございます。

次に第2点目の管内の介護職員はどの位いるのか、また多いのか、少ないのかについてでございます。介護サービスを提供する事業所には介護職員の他に看護職員、介護支援専門員、生活相談員等の専門職員や事務員など様々な職種の職員が従事しております。こうしたことから民間法人に対しましてアンケートや自治体、先ほど申し上げました大仙市、仙北市、大仙美郷介護福祉組合がございまして、これらの情報提供をもとに管内の介護事業所の総従事者数を勘案いたしますと、およそ2,600人と積算されます。うち介護職員につきましては1,700人位と推定されます。また、介護に従事される職員数につきましては、事業所の種類や規模に応じて必要数が決まることになり、当広域管内は近隣の保険者と比較しまして相対的に介護事業所の数が多いことから、総じて介護職員も多い状況にあるというふうに思っております。

次に、介護福祉士、社会福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、ヘルパー1級・2級のそれぞれの有資格者の人数についてでございます。県から提供して頂いた平成21年4月1日時点でのデータによりますと、国家資格である介護福祉士は秋田県全体で6,807人、社会福祉士は616人ですが、保険者別のデータや社会福祉主事の資格者数につきましては、データに項目がなく管内の人数は把握できませんでした。また、介護支援専門員、ヘルパー1級、ヘルパー2級につきましては、県全体ではそれぞれ介護支援専門員が2,433人、ヘルパー1級が194人、2級が2,081人となっており、うち当広域管内は介護支援専門員が436人、ヘルパー1級が10人、2級が293人となっております。有資格者数を高齢者人口比で県平均と比較しますと、当管内は介護支援専門員が多く、ヘルパー1級は低い状況にあり、ヘルパー2級につきましては県平均と同程度の状況にあります。

次に第3点目の新経済対策に含まれる介護職員の処遇改善と介護施設整備についてでございます。国の平成21年度補正予算を財源とする介護職員処遇改善交付金及び介護基盤緊急整備特別対策事業でございますが、それぞれ総額3,923億円、2,212億円を原資として都道府県に關係基金を造成し、23年度までの3年間を期間として実施するものでございます。1つめの介護職員の処遇改善につきましては賃金等の改善に取り組む計画を申請した事業者に対しまして、1人あたり月額15,000

0円程度の賃上げに相当する資金を交付する内容でございます。それを本年10月から実施予定と伺っておるところでございます。

次に介護拠点等の緊急整備についてでございますけれども、介護施設の整備につきましては地域ニーズに応じての対応となりますが、認知症グループホームや小規模多機能事業所など地域密着型事業所につきましては市町村交付金の拡充、また、特別養護老人ホームや老人保健施設などの大規模な施設につきましては県補助に対する地方財政措置の拡充により推進する計画と伺っておるところでございます。またこうした緊急対策における当管内の計画につきましては、この後7月以降に実施されます県による介護事業者に対する説明会や市町村との協議、さらには関係条例の整備などを通じましてこれから具体化されていくものと考えております。以上でございます。

議長 (佐々木昌志君)

7番再質問はありますか。

議員 (藤原万正君)

ありがとうございました。

議長 (佐々木昌志君)

他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

これにて質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。この際、議案第16号で監査委員に選任されました深澤廣氏を議場に入場させて就任の挨拶を願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、そのように暫時休憩いたします。

(深澤監査委員入場)

休憩を解き、本人から就任の挨拶をお願いします。どうぞ。

監査委員 (深澤廣君)

一言ご挨拶申し上げます。ただいま選任の同意を頂きました深澤でございます。個人的なことで恐縮ですがこの3月、36年間の勤務を終えまして美郷町役場を定年退職いたしました。もとより浅学非才でございますがこれまでの経験を生かして努めて参りたいと思いますのでどうかよろしくお願いいたします。

議長

(佐々木昌志君)

どうもありがとうございました。

(深澤監査委員退場)

以上をもちまして、今期臨時会の日程はすべて終了いたしました。これにて、平成21年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。